

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

2017年1月以降の農林業に係る新たな賠償の実施や、出荷制限や風評被害等見積額の算定期間を延ばしたことに加え、これまでの応諾実績等を踏まえた除染費用の見積額の増加等を踏まえ、要賠償額は7,078億円増加し、8兆3,664億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- 2017年1月以降の農林業に係る新たな賠償の実施
… 約561億円
- 出荷制限や風評被害等の見積額の算定期間を延ばしたことによる増加等
… 約2,380億円
- これまでの応諾実績を踏まえた除染等費用の見積額の増加
… 約4,136億円

以 上